

建設工事における「週休 2 日制工事」の令和 7 年度導入について

建設業においては、長時間労働を理由とした離職者の増加、他産業と比較して週休 2 日の確保が不十分などの課題があり、災害対応やインフラ整備・メンテナンス等の担い手確保の観点から、建設業の働き方改革の強化が求められている。

こうした状況の中、公共工事においても、月単位での週休 2 日を前提とした工事発注の導入が進んでいるところであり、宇治市が発注する建設工事においても、令和 7 年度から発注する建設工事について、「週休 2 日制工事」の導入を検討している。

1 「週休 2 日制工事」(月単位)の定義

施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所すること。

2 「週休 2 日制工事」発注における課題

- 工期が長くなることにより、現場管理の経費増加が見込まれる。
- 工事従事者の収入にも影響する可能性が懸念される。

3 検討中である「週休 2 日制工事」の発注方式等の概要

- (1) 入札説明書等において週休 2 日に取り組む旨を明記したうえで、週休 2 日を達成した場合の補正係数を各経費に乘じ、予定価格を作成する。
- (2) 施工後に現場閉所の達成状況を確認し、未達成の場合には、請負代金額のうち補正分を減額変更する。
- (3) 達成した場合は、工事成績評定にて加点要素として評価する。

※原則、全ての工事を対象とする。(対象外：緊急復旧工事等を想定)

4 今後のスケジュール(想定)

- 3 月中・・・業者向け事前説明会の開催・HP での周知
- 4 月・・・運用開始(令和 7 年 4 月 1 日以降の入札公告より)

【別添資料】

○工事費補正のイメージ

月単位の割増補正をして工事を発注し、達成状況に応じて工事費を減額変更する。補正に使用する係数は下記表1の通り。

(表1)

工事発注時点 ↓

減額 減額

	月単位（週休2日）	通期単位（週休2日）	未達成（週休2日）
労務費	+4%	+2%	0%（補正なし）
機械賃料	+2%	+2%	0%（補正なし）
共通仮設費率	+3%	+2%	0%（補正なし）
現場管理費率	+5%	+3%	0%（補正なし）

※係数は、表1の国・京都府が使用している数値を採用する予定。

- (1) 月単位 : 施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所すること。
- (2) 通期単位 : 工事着手から完了までの間で、現場閉所を28.5%以上行うこと。
(2日/7日=28.5%)